

平成22年度決算に係る
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

徳監第103号
平成23年9月13日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県監査委員	福 永 義 和
同	西 正 二
同	片 山 隆 司
同	喜 多 宏 思
同	岡 田 理 絵

平成22年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づいて審査に付された健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づいて審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

健全化判断比率審査意見書

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の手續	-----	1
第3	審査の意見	-----	1
1	総合意見	-----	1
	実質赤字比率	-----	1
	連結実質赤字比率	-----	1
	実質公債費比率	-----	1
	将来負担比率	-----	1
2	個別意見	-----	1
(1)	実質公債費比率	-----	1
(2)	将来負担比率	-----	2

資金不足比率審査意見書

第1	審査の対象	-----	3
第2	審査の手續	-----	3
第3	審査の意見	-----	3
	徳島県流域下水道事業特別会計	-----	3
	徳島県港湾等整備事業特別会計	-----	3
	徳島県病院事業会計	-----	3
	徳島県電気事業会計	-----	3
	徳島県工業用水道事業会計	-----	3
	徳島県土地造成事業会計	-----	3
	徳島県駐車場事業会計	-----	3

健全化判断比率审查意见书

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成22年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

審査にあたっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、比率が適正に算定されているかどうかを主眼とし、決算関係書類等の精査、関係職員からの説明聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果も考慮に入れて実施した。

第3 審査の意見

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものと認められる。

比 率 名	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	3.75 %	5.0 %
連結実質赤字比率	—	8.75	20.0
実質公債費比率	21.2	25.0	35.0
将来負担比率	238.6	400.0	

(注) 1 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載した。

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。

2 個別意見

(1) 実質公債費比率

地方債の準元利償還金が増加したこともあり、実質公債費比率(3カ年平均)は、前年度算出値に比べ0.5ポイント増の21.2パーセントとなっている。単年度ごとの比率は、次表のとおり若干改善したが、依然として高い比率であるため、より一層、財政の健全化に努めるべきである。

年 度	実質公債費比率 (単年度)		実質公債費比率 (3カ年平均)
		増 減	
平成20年度	20.50431 %	1.10531 <small>ポイント</small>	21.2 %
平成21年度	22.34110	1.83679	
平成22年度	21.03779	△1.30331	

(2) 将来負担比率

数値そのものは改善しているものの、依然として多額の地方債残高を抱えていることから、引き続き、財政運営に留意する必要がある。

年 度	将来負担比率	増 減
		ポイント
平成21年度	272.4%	△4.1
平成22年度	238.6	△33.8

資金不足比率審查意見書

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された平成22年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

審査にあたっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、比率が適正に算定されているかどうかを主眼とし、決算関係書類等の精査、関係職員からの説明聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果も考慮に入れて実施した。

第3 審査の意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なもの認められる。

会 計 名	平成22年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。